

第9回石川県個人情報保護審査会議事要旨

- 1 日時 平成19年3月22日(木) 10:30～11:30
- 2 場所 県庁行政庁舎302会議室
- 3 出席者 審査会委員 鴨野幸雄委員、合田昌英委員、橘伸子委員、眞舘和溥委員
事務局 中池総務部次長兼総務課長、黒崎行政情報サービスセンター所長、渡辺総務課参事、安田総務課長補佐、広川地方課広域・行政グループリーダー
- 4 報告事項
 - (1) 個人情報保護制度の運用状況について
事務局から報告。
 - (2) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況
事務局(地方課)から報告。(主な質疑)
 - ・住民基本台帳カードの普及率が悪い。制度のPRも必要と思うが。
(地方課) 公的な身分証明書として利用されているケースが多く、全国の各市町村で色々なサービスを付加して利用率を高めているところもあり、県内の市町についても機会あるごとに他県の状況を紹介しながら普及に努めているところである。
- 5 知事からの諮問事項(個人情報保護審査会の意見を聴く例外事項について)
 - ・目的外の利用・提供制限の例外事項(個人情報保護条例第6条第1項第8号関係)
事務局から説明。(主な質疑)
 - ・どこの県においても審査会の意見を聴くなど同様の措置がとられるのか。
(事務局) 廃止の届出が法律上、昨年3月から義務付けられたことに伴い、いくつかの県で同様の措置がとられると聞いている。
 - ・提供したからといって、特に不利益になることもなく、また、結果として公衆衛生が守られるということで大きな問題はないと思うが。
(事務局) 提供される側は、設置の際に情報を把握しており、変更、廃止の情報であることから、個人の権利利益を害することはないと考えている。(結果) 原案を了承。
- 6 今後の進め方
3月末日までに答申する。